

米子市社会福祉法人指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき社会福祉法人（以下「法人」という。）に対して実施する法人指導監査（以下「指導監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 指導監査は、法人の自主性及び自律性を尊重し、法人の運営及び事業経営（以下「運営等」という。）について、法その他関係法令、関係通知等に基づき確認を行うことにより、法人の適正な運営及び社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的とする。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査は、主たる事務所が本市の区域内にある法人であって、その行う事業が当該区域を越えないものに対して行うものとする。

(所管)

第4条 指導監査に関する事務は、福祉保健部福祉政策課が所管するものとする。ただし、指導監査を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該指導監査の対象となる法人に係る事業を所管する課の職員を、指導監査に同行させるものとする。

(指導監査の種類等)

第5条 指導監査は、一般監査及び特別監査とし、それぞれ実地に行うものとする。

2 一般監査は、第3条の規定に基づき指導監査の対象となる全ての法人を対象に、別表に定めるところにより、指導監査ガイドライン（社会福祉法人指導監査要綱（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発000427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知別添）別紙）に基づき実施するものとする。

3 特別監査は、その運営等について特に重大な問題があり、重点的な指導監査を行う必要があると認められる法人に対し、随時に、特定の事項について真相が解明され、改善が図られるまで、重点的かつ継続的に行うものとする。

(指導監査の実施計画等)

第6条 市長は、一般監査について、毎年度当初に、当該年度における指導監査の基本方針

及び指導監査の実施計画を定めることとする。

- 2 前項の指導監査の計画は、毎年度法人から提出される書類の内容等を勘案し、変更することができるものとする。
- 3 特別監査に係る指導監査の基本方針及び指導監査の実施計画については、必要に応じ、随時、定めることとする。

(実施通知)

第7条 市長は、当該年度の指導監査の実施の対象となる社会福祉法人（以下「対象法人」という。）を決定したときは、あらかじめ、次に掲げる事項を当該対象法人に通知するものとする。

- (1) 指導監査の根拠規定
- (2) 指導監査の日時及び場所
- (3) 指導監査を担当する職員
- (4) 指導監査に当たって事前に提出すべき書類
- (5) 指導監査の実施日に準備すべき書類

- 2 前項の規定による通知をすることにより指導監査への影響が生ずるおそれがあると認める場合は、当該通知をしないこととする。

(実施方法)

第8条 市長は、指導監査を行うに当たっては、対象法人の運営等の状況を把握するため、あらかじめ、当該対象法人に対し、指導監査調書の提出を求めるものとする。ただし、緊急に指導監査を行う必要があると認める場合は、この限りでない。

- 2 指導監査は、対象法人の事務所等において行うものとする。
- 3 指導監査は、2人以上の職員で行うものとする。
- 4 指導監査は、第1項の規定により提出された指導監査調書を基に、関係施設及び設備並びに帳簿及び書類の確認を行うことにより、対象法人の運営等の状況の実態について行うものとする。この場合において、指導監査の過程で判明した問題点又は疑問点については、随時、代表者その他の当該対象法人の運営に責任を有する者（次条第2項において「代表者等」という。）から説明を聴くことにより、その究明を図るものとする。
- 5 指導監査は、県と連携しながら、効果的かつ効率的に行うものとする。

(実施後の措置)

第9条 市長は、指導監査の終了後、当該指導監査について講評を行うものとする。ただし、実態が十分に解明されていない等の理由により講評を行うことが困難であると認めるときは、講評を延期することができる。

2 市長は、指導監査の結果必要があると認めるときは、後日、当該対象法人に対し、改善すべき事項を文書により通知するものとする。この場合には、指導監査の実施日に、当該通知に係る事項を記載した書面を代表者等に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により通知した事項については、当該対象法人に対し、期限を付して改善状況報告書の提出を求め、必要に応じて、確認のための再度の指導監査を行う。

4 市長は、当該年度の指導監査の計画に基づく全ての指導監査（前項の規定による再度の指導監査を含む。以下この項において同じ。）を終了したときは、速やかに、当該年度の指導監査の結果を取りまとめることとする。

（結果の公開）

第10条 指導監査の結果については、法人の運営の適正化及び福祉サービスの質の向上を図る観点から、市民への公表に努めるものとする。

（法人の運営等に問題が発生した場合における措置）

第11条 市長は、法人の運営等に問題が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に指導監査を行う必要があると認めるときは、当該年度における指導監査の計画によらないで、当該法人に対し、随時、指導監査を行うものとする。

（規定外事項）

第12条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	基準	実施周期等
B 【原則】	<p>① 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認し、前回の指導監査の状況を勘案の上、以下に掲げる事項をいずれも満たす法人と判断する場合</p> <p>ア 法人の運営について、法令、通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。</p> <p>イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費及び報酬の請求等に関する大きな問題が認められないこと。</p>	3 か年に 1 回
A-1 【延長】	<p>② ①のア及びイに掲げる事項をいずれも満たし、かつ、以下に掲げる事項のいずれかに該当する法人であって、毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断する場合</p> <p>ア 会計監査人設置義務法人及び会計監査人の設置を定款に定めている法人の場合 法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載されていること。</p> <p>イ 会計監査人を設置していない法人の場合 法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載されていること。</p>	5 か年に 1 回まで延長可能
A-2 【延長】	<p>③ ①のア及びイに掲げる事項をいずれも満たし、かつ、以下に掲げる事項に該当する法人であって、毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断する場合</p> <p>公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）の支援を受けている法人の場合</p> <p>専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向</p>	4 か年に 1 回まで延長可能

	<p>上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日付け社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）で定めるものが提出されていること。</p>	
A-3 【延長】	<p>④ ①のア及びイに掲げる事項をいずれも満たし、②及び③に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、かつ、以下に掲げるいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断する場合</p> <p>ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）。</p> <p>イ ISO9001の認証取得施設を有していること。</p> <p>ウ 福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、積極的なボランティアの受入れや地域との交流等、地域社会に開かれた事業運営が行われていること。</p> <p>エ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。</p>	4か年に1回まで延長可能
C 【短縮】	<p>⑤ ①から④までのいずれにも該当しない場合又は①のア及びイに掲げる事項について満たしているが、以下に掲げるいずれかの事項に該当する場合</p> <p>ア 法人の運営等に関する問題が発生したこと。</p> <p>イ 毎年度法人から提出される報告書類の内容等から、当該法人の運営状況に問題があると認められること。</p> <p>ウ 前回の指導監査の指摘状況及び改善状況を勘案し、指導監査を毎年度又は隔年度実施することが必要であると認められること。</p>	隔年又は毎年度
新設	⑥ 新たに設立された法人の場合	設立年度又は次年度

※1 実施周期を延長した法人のうち、毎年度提出される報告書類等の内容から、問題があると認められる場合は、実施周期の延長は中止する。

※2 特別監査を実施した法人及び改善措置命令等の行政処分を受けた法人については、改善が認められた以降も、当分の間、実施周期の延長は行わない。